

平成 17 年 6 月 6 日
内閣府民間資金等活用事業推進室

地方税法附則第 11 条第 25 項及び第 15 条第 51 項の規定に基づく
税制特例措置の対象施設について

地方税法施行令附則第 7 条第 25 項及び第 11 条第 70 項の規定を踏まえ、現在進捗中の P F I 事業に関し、本税制特例措置の対象となり得る施設について典型的な例としては、以下のような施設が考えられる。

なお、下表は、現行の P F I 事業における実施例を踏まえ、一定の整理を行ったものであるが、個別の事業の事業形態・契約内容如何により、対象とならない場合もあり得るものである。このため、実際の適用の可否については、P F I 事業が実施される都道府県・市町村の税務当局に確認されたい。

対 象 と な り 得 る 施 設
公立学校（小・中学校）
高等学校（都道府県立）
給食センター
公民館
産業廃棄物処理施設
上水道施設
卸売市場
漁港施設
地方競馬場
都市公園
自然公園
下水道施設
下水道汚泥広域処理施設
警察施設
消防施設
行刑施設
国の機関の事務庁舎 など